

平成27年第2回（8月）臨時会

東伊豆町議会会議録

平成27年 8月6日 開会

平成27年 8月6日 閉会

東伊豆町議会

平成27年第2回東伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号（8月6日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議案第39号 財産の処分について	5
○閉会の宣告	10
○署名議員	11

平成27年第2回東伊豆町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成27年8月6日(木)午前9時29分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第39号 財産の処分について

出席議員(12名)

1番	笠井政明君	2番	稲葉義仁君
3番	栗原京子君	5番	西塚孝男君
6番	内山慎一君	7番	飯田桂司君
8番	村木脩君	10番	藤井廣明君
11番	森田禮治君	12番	鈴木勉君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木忠一君
総務課長 兼防災監	鈴木利昌君	総務課参事	竹内茂君
企画調整課長	向井青一君	税務課長	正木三郎君
住民福祉課長	遠藤一司君	住民福祉課参事	齋藤匠君
健康づくり課長	鈴木嘉久君	健康づくり課参事	村上則将君
観光商工課長	梅原裕一君	建設産業課長	鈴木孝君
建設産業課技監	高村由喜彦君	建設産業課参事	鈴木伸和君

消 防 長 久我谷 精 君 水 道 課 長 木 田 尚 宏 君
会 計 課 長 兼 者 鈴 木 敏 之 君
会 計 管 理 者

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 石 井 尚 徳 君 書 記 木 村 昌 樹 君

開会 午前 9時29分

◎開会の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

平成27年第2回臨時会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、大変暑い中御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会には、財産の処分についてが1件提出されております。議員各位におかれましては、円滑に議事を進行されますようお願い申し上げまして開会の御挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員の定数の半数に達しております。

よって、平成27年東伊豆町議会第2回臨時会は成立しましたので開会します。

なお、教育長、教育委員会事務局長が岡谷市出張のため、本日の会議を欠席するとの届け出がありましたので報告します。

◎町長挨拶

○議長（村木 脩君） 町長より挨拶をいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第2回臨時会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年の夏は全国各地で記録的な猛暑が続いております。当町の主要産業であります観光産業にとりましては、いよいよ夏本番の観光シーズンを迎えたところであり、先日開催されました熱川海上花火大会におきましては、1万人に及ぶ観光客や地域住民で大いににぎわいました。

当町と友好関係にある大島町からは、三辻町長を初め、ミス大島や観光関係の皆様にもお越しいただき、イベントを通じ友好関係のきずなをさらに深めることができました。

また、7月24日には、台湾澎湖県より陳光復知事以下8名の訪問団が当町を訪問されました。5月の台湾へのトップセールスに対する返礼と伊豆の観光地の視察などを目的とした来日で、今後も引き続き交流を深めていくことで一致いたしました。

このような中、町内の旅館4施設では、台湾からの大学生8名をインターンシップとして受け入れ、日本の「おもてなし」や「地域文化」を学びながら、母国語や英語の語学力を生かし外国人旅行者の対応などに活躍されており、当事業につきましても、今後もさらに拡充させてまいりたいと考えております。

また、インバウンド対策の一環といたしまして実施しております、地方創生先行型の事業であります無線LANの助成につきましても、現在、町内の旅館、ホテルから8件の申請を受けており、各事業者も海外旅行者獲得に向け努力しておりますので、町としても積極的に支援してまいりたいと考えております。

さて、本臨時会では財産の処分に関する案件1件の御審議をお願いすることとしております。財産の処分につきましては、社会福祉法人伊豆つくし会への町有地の売却に関するものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

最後になりましたが、町民並びに議員各位におかれましては、この夏の観光シーズンが有意義なものとなりますことを願いたすとともに、暑さが続く中、健康に十分留意されまして、ますます御健勝でありますよう御祈念申し上げまして、臨時会開会の挨拶とさせていただきます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村木 脩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、栗原議員、5番、西塚議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村木 脩君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 議案第39号 財産の処分について

○議長（村木 脩君） 日程第3 議案第39号 財産の処分についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第39号 財産の処分について、提案理由を申し上げます。

社会福祉法人伊豆つくし会より、障害者施設整備用地として土地の売り払い要望を受けておりましたが、先日、施設整備に対する国庫補助の内示を受けたとの報告がございましたので、売却手続を進めるため、財産の処分について提案するものであります。

社会福祉法人伊豆つくし会の当該施設整備につきましては、町内福祉サービスの問題、課題解決に資することや施設の建設や運営に伴い、地域の雇用や経済活性化の波及効果も期待できることから、町にとりましても大変有意義なものであると考えております。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木利昌君） ただいま提案されました議案第39号 財産の処分について概要を御説明いたします。

今回の財産の処分につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求め

るものであります。

処分する財産は土地3筆であります。

処分財産の表示につきましては、(1)所在地番、東伊豆町奈良本字岡堂1366番地27、地目、山林、地積、1.64平方メートル。

(2)所在地番、東伊豆町奈良本字岡堂1366番地28、地目、山林、地積、8.56平方メートル。

(3)所在地番、東伊豆町奈良本字岡堂1366番地78、地目、山林、地積、1万481平方メートルであります。

3筆合計で1万491.2平方メートルとなります。

相手方につきましては、下田市加増野375番地1、社会福祉法人伊豆つくし会理事長、山本純一。

処分金額につきましては、3筆合計で850万円といたします。

なお、これまでの状況説明の折には、地積について全て実測面積で御説明をさせていただいておりましたが、今回は登記上の取り扱いとして一部小数点未満を表示しない筆があるため、0.29平方メートルの差異が生じておりますので、御理解をお願いいたします。

処分金額の積算についてですが、町道湯ヶ岡赤川線に面した生活介護施設建設予定地を雑種地扱いとし、近傍宅地の2分の1で積算し、その他の山林部分を奈良本地区の山林標準地の価額を用いて算定しております。

これまでの経緯についてですが、平成25年度に伊豆つくし会より土地の譲渡依頼を受け、平成26年度に議会への報告、説明をした後に、国庫補助金の内示を条件とした譲渡に関する覚書を作成しております。また、伊豆つくし会におかれましては、国・県への各種申請手続きや地域住民等への説明会などを実施し、去る7月27日に施設整備費補助金の内示を受けたところであります。

補助金の要件として、本年度内の事業完了が求められていることから、施設整備の工程等において日程的に厳しい部分がございますので、臨時会で提案をさせていただいたところであります。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 価格等につきましては全協等でも御説明いただいた点がありますので、この点は理解しております。

まちづくりということの視点から、3点についてお伺いをしていきたいと思うんですけれども、1つ目は、町長の上程説明等でも言われましたけれども、売り払って、こうした施設が建設されるという形の中で、いわゆる工事及び食材の購入ということにおいて、町内業者にチャンスというものが与えられるかどうかということが1つ大事かと思います。

2つ目に障害者計画、県、町の計画等でもそうなんですけれども、最近は施設整備をするということが優先をされてきておる関係からか、従来のように地域住民への障害者に対する啓蒙とかいう取り組みが非常に欠落しているのではないかなど。

つくし学園自体も、民営化される前まではつくし祭り等を開催をして、地域の方々との交流というようなことを含めて取り組みはしてきたんですけれども、社会福祉法人になってからそうした取り組みがなくなってきた。つくし祭りに参加することによって福祉の意識を向上したり、障害者に対する理解を深めたりする。そのことによって、福祉や医療の仕事に従事する人間というものもやっぱり地域内でできてきたと思うんですね。

こういう点で町内にできると、大川にあった作業所がなくなって以降、こういう施設というのは湯ヶ岡の郷が1件、中心的にはあったわけですが、地域のやっぱり参画ですよ、また地域の方々との交流というものがやっぱり図られるかどうかということが私は大事な点ではないかなというふうに考えていますが、これらについてつくし会等の考え方、また町長の考え方はいかがかということ。

3点目に、今回の施設は村本建設等々から購入した施設の一部を売却するという形なんですけれども、この添付された書類で見ましても、これは1366の79番地のように字のところに残余地ができますよね。一定、この辺の残余地というのは道路に面していて、利活用も可能かというふうに思っ見てきましたけれども、これら残余地についての活用についてはどのように考えておりますか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 3点のまず1点目、工事関係と食材関係、これは当然つくし会のほうから積極的に工事関係につきましては、土木関係につきましては地元業者、建設関係につきましては一般競争入札なもので、基本的には地元業者も入れた中での一般業者でやりたい。食材につきましても、積極的に地元のものを使いたいということはおつくしさんのほうから言

っていただきましたもので、これも当然町もつくしさんもそういう考えでございますから、それは御理解願いたいと思います。

2点目の障害者計画、これは当然山田議員もつくしに行った中で、そういう福祉に従事している人の地域への啓蒙、これは私も1市5町のときはつくし祭りという中で、皆さん方がそういう福祉のことに関心を持ったという中で、これをやめたということはまたいかなものかと私も考えています。その中で、今回こういう施設ができましたもので、仮にそういうことも復活じゃないけれども、そういうことができて、また福祉の啓蒙ができればなど考えておりますもので、この辺はつくしさんのほうには言っていきたいと考えています。つくしのほうからは、そういうことはまだ言ってきておりません。これは積極的に言っていきたい。

3点目、残余地につきましては本当にもう場所的には、議員の皆さん、新人議員さんとはともかく、皆さんこの現場を見に行っただと思います。そういうことで、もうすごい傾斜地の中で、これは当然開発をすれば宅地造成やいろいろなことを考えておりますので、現在ではこの土地の有効活用については町は考えておりませんので、その辺、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、積極的にということは、いずれにしても、入札において参加するチャンスはあるということですね。町内を使わなければならないということではないとは思いますが、当然の形ですけれども。そういうチャンスはいろいろな形で、工事であれ、食材の納入であれ、与えられるだろうということですよ。わかりました。

それと、2つ目の地域の参加については、ぜひ町長のほうからも、これはやっぱりそういう、せっかく中学校なんかにも非常に近い、いろいろな要素もありますので、何らか、それは以前のようなつくし祭りみたいな形がいいかどうかわかりませんが、やっぱり地域の方々と一緒に地域の行事に参加する、また地域の方々にその施設を知っていただくというようなことを含めて、ただ施設をつくれればいいというふうな、どうも傾向になっているような点が懸念されておりますので。

3点目、残余地については確かにひどい部分が多数あると。ただ、若干グループホームを建てる場所の下あたりだと、道路に面した点は必要だという人も出てこないとも限らない土地かなというふうにはちょっと思ったんで、その辺はちょっとお伺いしたところです。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君）　まずは工事関係、これははっきりと土木関係につきましては地元業者を使うということは言いました。これは、ただし建設関係につきましては指名競争できないもので、一般競争という中で、積極的に地元業者を入れますということははっきり言いましたもので、その参加は絶対できると私は思っております。

2点目につきまして、これは本当に地域とかそういう子供たち、福祉に対する啓蒙という中で、これは積極的につくしさんのほうには言っていきたい、そう考えております。

さらには3点目、そういうことが来たらまた、用地によってでございますので、その辺は積極的にまた町も考えていきたい。そういう考えでございますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君）　そのほか質疑はありませんか。

10番、藤井議員。

○10番（藤井廣明君）　参考までに伺っておきますけれども、この案件は町の土地利用委員会、その審査にかかったのか、あるいはこれからであるのか、その辺をちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（村木 脩君）　建設産業課技監。

○建設産業課技監（高村由喜彦君）　それではお答えします。

売買面積が1万でありますけれども、土地利用にかかるという面積ではないという判断をしております。これはもう1年以上前から開発にかかるのか、いろいろな関係法令にかかるのか協議した結果、土地については限定的な扱いの場所しか区画形成の変更がないという判断で、町の土地利用にはかからないという判断をしております。それで開発行為にもかかりません。

以上です。

○議長（村木 脩君）　よろしいですか。

○10番（藤井廣明君）　はい、了解いたしました。

○議長（村木 脩君）　そのほか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第39号 財産の処分についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(村木 脩君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

平成27年東伊豆町議会第2回臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前 9時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____